

小児入院医療管理料算定患者の

在宅医療への円滑な移行

骨子【Ⅲ－５（１）】

第１ 基本的な考え方

重症小児の在宅移行を推進するため、小児入院医療管理料について、在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算など、在宅医療の導入に係る項目を退院月にも算定できることとする。

第２ 具体的な内容

小児入院医療管理料の包括範囲から、第２章第２部第２節在宅療養指導管理料、第３節薬剤料、第４節特定保険医療材料料を除外する。

現 行	改定案
<p>【小児入院医療管理料】 [包括範囲]</p> <p>診療に係る費用（注２及び注３に規定する加算並びに当該患者に対して行った第２章第５部投薬、第６部注射、第１０部手術、第１１部麻酔、第１２部放射線治療及び第１３部第２節病理診断・判断料の費用並びに第２節に規定する（中略）加算を除く。）は、小児入院医療管理料に含まれるものとする。</p>	<p>【小児入院医療管理料】 [包括範囲]</p> <p>診療に係る費用（注２及び注３に規定する加算並びに当該患者に対して行った第２章第２部第２節在宅療養指導管理料・第３節薬剤料・第４節特定保険医療材料料、第５部投薬、第６部注射、第１０部手術、第１１部麻酔、第１２部放射線治療及び第１３部第２節病理診断・判断料の費用並びに第２節に規定する（中略）加算を除く。）は、小児入院医療管理料に含まれるものとする。</p>